

愛郷くんまプロジェクト第5弾「宿泊キャンペーン」 (5/9以降)

利用者向け《Q & A》

4月28日以降、群馬県・福島県・茨城県・栃木県・埼玉県・千葉県・神奈川県・新潟県・山梨県・長野県の各県民の方がご利用になれます

2022/9/27 現在

| 項目 | No. | 質問 | 回答 |
|---------------------|-----|---|---|
| キャンペーン | 1 | 愛郷くんまプロジェクト第5弾「宿泊キャンペーン」の目的は何ですか。 | 愛郷くんまプロジェクト第5弾「宿泊キャンペーン」は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響やまん延防止等重点措置などにより落ち込んだ群馬県内の観光需要を回復させることを目的として、『くんまワクチン手帳』や国の『新型コロナウイルスワクチン接種証明書アプリ』などを活用し、実施期間内に適用条件(Q&AのNo.3)を満たした方を対象に、宿泊料金に対する割引キャンペーンを行い支援することで観光需要の喚起、県内地域の観光振興を図る事業です。 |
| キャンペーン ※9/27更新 | 2 | 愛郷くんまプロジェクト第5弾「宿泊キャンペーン」の期間はいつからいつまででしょうか。 | 令和4(2022)年5月9日(月)～10月10日(月・祝)の155日間 ▶令和4(2022)年10月11日(火)チェックアウト分までが対象 ※ただし、 新型コロナウイルス感染症の拡大状況や全国旅行支援の開始等により、予告なく本事業を中止または期間の変更等を行うことがあります。その場合のキャンセル料等の補償はございません。 |
| キャンペーン | 3 | 割引対象者となるための確認事項を教えてください。 | 確認事項は下記のとおりです。 ① 割引対象に該当する都道府県在住であること ・本人確認書類(運転免許証や保険証・マイナンバーカード等)による確認。 ※該当の都道府県に住居登録をしていることが必要です。 ② ワクチン3回接種済者もしくはPCR検査・抗原定量検査・抗原定性検査いずれかによる陰性者であること ・確認方法は以下いずれかのなかから、1つでも当てはまれば割引対象となります。 ②-1 宿泊開始日当日までに新型コロナウイルスワクチン3回目の接種済であること A.『 くんまワクチン手帳 』※群馬県民のみ、スマートフォン画面での確認 B. 国の『 新型コロナウイルスワクチン接種証明書アプリ 』※スマートフォン画面での確認 C.『 新型コロナウイルスワクチン予防接種済証 』※原則、原本での確認 ②-2 PCR検査・抗原定量検査・抗原定性検査のいずれかによる陰性者である対象県民 D.『PCR検査』、『抗原定量検査』または『抗原定性検査』による陰性通知 ※宿泊開始日の3日前(抗原定性検査は1日前)以内に検体を採取したものに限り ※通知書面もしくはスマートフォン等で確認 ▶ ①と②をともに満たす場合に限り ⇒ 宿泊料金から割引 ※適用条件については、A、B、C、もしくはDにて、チェックイン時に確認します。 ※上記A、B、C、もしくはDの利用対象者であることが、宿泊施設のチェックイン時に確認ができない場合には、割引対象となりませんのでご注意ください。 ※A、Bのアプリは3回目の接種記録が反映するまでに時間を要します。接種後の日数が少ない場合にはCをお持ちください。 |
| キャンペーン | 4 | 割引額はどのようになりますか？ | 1人1泊あたりの宿泊料金 (諸税及びサービス料を含む) が、 税込6,600円～9,999円の場合、3,000円割引 (またはキャッシュバック) 、 税込10,000円以上の場合、5,000円割引 (またはキャッシュバック) となります。 |
| キャンペーン | 5 | 第1弾(2020年6・7月実施)のキャンペーンでは、当初は先着30万名限定でしたが、今回も上限はあるのでしょうか。 | キャンペーンの利用人数に関わらず、期間終了日の宿泊まで割引対象となります。 ※新型コロナウイルス感染症の状況などによっては、本事業を中止することがあります。 その場合のキャンセル料等の補償はございません。 |
| キャンペーン | 6 | 予約方法はどうすればよいですか。 | 予約方法(宿泊施設への電話・公式HP、予約サイト(OTA)、旅行会社を通しての予約等)は問いません。ただし、施設によっては本キャンペーンを適用するプランを限定している場合がありますので、事前に施設に確認をお願いいたします。 |
| キャンペーン | 7 | キャンペーンが停止されることはありますか。 | 次に掲げる事由に該当する場合は、本キャンペーンを中止することができるものとします。 その場合のキャンセル料等の補償はございません。 ①新型コロナウイルス感染症の再流行などにより、本キャンペーンを停止する必要があると群馬県が判断した場合 ②その他の事由により、群馬県が中止と判断した場合 |
| キャンペーン | 8 | キャンペーンが停止となった場合、キャンセル料はかかりますか。 | 群馬県ではキャンセル料の補償等は一切行いませんので、予めご了承ください。また、キャンセル料の発生日・条件をご自身で十分ご確認ください。 これらに関して疑義が生じた場合でも、事務局で対応することはできません。 |
| キャンペーン | 9 | キャンペーンが停止となった場合に、宿泊予約をキャンセルしたいです。 | 本キャンペーン中止の場合でも、予約された宿泊は自動的にキャンセルとはなりません。ご自身での手続きが必要となります。 キャンペーンの有無に関わらず、宿泊契約は、ご利用のみなさまと宿泊施設(もしくは旅行会社)との間で生じるものです。キャンセル料の発生日・条件をご自身で十分ご確認ください。 |
| キャンペーン ※8/25一部修正 | 10 | 11歳以下の子どもは、割引の対象になりますか。 | 同居家族との同行であれば、 宿泊開始日時点で11歳以下の子ども本人のワクチン接種歴を問わず、検査も不要です。 ただし、 11歳以下の子どもを除いた同行する同居家族全員が適用条件(No.3①と②をともに)を満たした方に該当する場合に限り、割引対象となります。 なお、宿泊料金が発生しない乳幼児については割引対象となりません。 |
| キャンペーン ※8/17追加 | 11 | ワクチン2回接種済ですが、割引の対象になりますか。 | 宿泊開始日時点で満12歳以上の方は、「ワクチン3回接種済者もしくはPCR検査・抗原定量検査・抗原定性検査いずれかによる陰性者であること」が必要となります。 接種間隔等の理由であっても、ワクチン2回接種では割引の対象とはなりません。 ワクチン2回接種済の方は、「PCR検査・抗原定量検査・抗原定性検査いずれかによる陰性」を確認することにより、割引の対象となります。(検査は宿泊開始日の3日前(抗原定性検査は1日前)以内に検体を採取したものに限り) |

| 項目 | No. | 質問 | 回答 |
|---------------------|-----|--|--|
| キャンペーン | 12 | ワクチン接種や検査によって割引を受けるための宿泊日について教えてください。 | <p>▶ワクチン接種によって割引対象となる例 2022年5月13日(金)に3回目を接種した場合、 2022年5月13日(金)当日の宿泊分から割引対象 ※『ぐんまワクチン手帳』（群馬県民のみ）、国『新型コロナワクチン接種証明書アプリ』は3回目の接種記録が反映するまでに時間を要します。接種後の日数が少ない場合には「接種済証」をお持ちください。 ▶PCR検査・抗原定量検査・抗原定性検査のいずれかによって割引対象となる例</p> <p>【PCR検査・抗原定量検査】 2022年5月13日(金)からの宿泊を予定している場合、 2022年5月10日(火)以降に検体を採取した陰性通知であることが必要 (※宿泊開始日の3日前(−3日)以内)</p> <p>【抗原定性検査】 2022年5月13日(金)からの宿泊を予定している場合、 2022年5月12日(木)以降に検体を採取した陰性通知であることが必要 (※宿泊開始日の1日前(−1日)以内) ※検査キットによる自己検査結果(検査キットそのものの提示)は対象外とし、検査機関等が発行する検査結果通知書により確認します。</p> |
| キャンペーン | 13 | ワクチン接種の証明方法を詳しく教えてください。 | <p>■スマートフォンの場合 ・確認方法は以下いずれかとなります。 A.『ぐんまワクチン手帳』 ※群馬県民のみ、スマートフォン画面での確認 B.国の『新型コロナワクチン接種証明書アプリ』 ※スマートフォン画面での確認</p> <p>■紙面の場合 『新型コロナウィルスワクチン予防接種済証』をチェックイン時に、利用者からの提示によって確認します。接種済証は原則、原本で確認します。原本の提示が難しい場合には、複写もしくは写真でも可です。確認の際には、3回目接種済みである(3回目のシールが貼られている)ことを必ず確認してください。なお、対象県内外の自治体や職域接種の実施機関が発行したもので対象となります。</p> <p>※スマートフォンの場合のA、Bのアプリは3回目の接種記録が反映するまでに時間を要します。接種後の日数が少ない場合には「接種済証」をお持ちください。</p> |
| キャンペーン | 14 | 『新型コロナウィルスワクチン予防接種済証』を紛失した場合、自己申告でもよいですか。 | 自己申告は認められません。証明書の発行団体(自治体等)に対して、再発行のご相談をしてください。 |
| キャンペーン | 15 | 宿泊施設にチェックインする際に、接種済証や陰性通知等を忘れてきたことが判明した場合、割引支援の対象となりますか。 | 割引の対象にはなりません。なお、複写やスマートフォン等で撮影した写真で確認ができれば、対象となります。 ※本人確認書類は原本の提示に限りませす。 |
| キャンペーン ※8/18一部修正 | 16 | 『新型コロナウィルスワクチン予防接種済証』に記載された住所で、対象に該当する都道府県在住であることを確認してもらえますか。 『新型コロナウィルスワクチン予防接種済証』に住所が記載されているのに、他に本人確認書類が必要なのはなぜですか。 | 『新型コロナウィルスワクチン予防接種済証』は、該当する都道府県在住であることを確認できる本人確認書類ではないので認められません。提示いただいた『接種済証』が本人のものであること、および該当する都道府県在住であることを確認するため、『接種済証』と本人確認書類の両方が必要となります。 ※本人確認書類は原本の提示に限りませす。 ※『新型コロナウィルスワクチン予防接種済証』に記載された住所は、接種券郵送時の宛先であり、住民登録のある住所を証明するためには使用できないことになっています。 |
| キャンペーン ※8/18一部修正 | 17 | 対象に該当する都道府県在住であることを証明する本人確認書類は何がありますか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証(後期高齢含む)または介護保険証 ・運転免許証または運転経歴証明書 ・マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード ・身体(精神)障がい者手帳または療育手帳 ・年金手帳または年金証書 ・旅券(パスポート) ・住民票の写し ・在留カードまたは特別永住者証明書 ・外国人登録証明書(在留の資格が特別永住者のものに限りませす) <p>※いずれも有効期限が切れていないものに限りませす。 ※マイナンバー通知カードは本人確認書類としてご使用になれませせん。</p> |
| キャンペーン | 18 | 同居している子ども(11歳以下)の住所を確認する書類は必要ですか。 | 必要となります。健康保険証やマイナンバーカード等を提示してください。 |
| キャンペーン | 19 | 国外でワクチンを接種して日本に帰国した利用者は対象になりますか。 | <p>下記Aのいずれかのワクチンを2回(ヤンセンの場合は1回のみ接種をもって2回分相当とみなす。)接種し、かつ下記Bのいずれかのワクチンを3回目以降に接種したことが分かれば対象となります。</p> <p>A 2回目までに接種したワクチン(ワクチン名/メーカー)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミナティ/ファイザー ・パキセゼリア/アストラゼネカ ・スパイクバックス/モデルナ ・ジェコピデン/ヤンセン ・コバクシン/バラト・バイオテック ・ヌバキソビッド/ノババックス <p>イ 3回目以降に接種したワクチン(ワクチン名/メーカー)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミナティ/ファイザー ・スパイクバックス/モデルナ ・ヌバキソビッド/ノババックス ・パキセゼリア/アストラゼネカ ・ジェコピデン/ヤンセン <p>※フォースン・ファーマ/ピオンテック社が製造する「コミナティ」並びにインド血清研究所が製造する「コビシールド」及び「コボバックス」については、それぞれ「コミナティ/ファイザー」並びに「パキセゼリア/アストラゼネカ」及び「ヌバキソビッド/ノババックス」と同一のものとして取り扱います。</p> |
| キャンペーン | 20 | 割引対象となる検査の種類は何ですか。 | 対象となる検査の種類は『PCR検査』、『抗原定量検査』および『抗原定性検査』のみとなります。それ以外の新型コロナウィルス感染症に関する検査(抗体検査など)は、対象外となります。 |

| 項目 | No. | 質問 | 回答 |
|--------------------|-----|---|--|
| キャンペーン | 21 | PCR検査、抗原定量検査および抗原定性検査の結果通知に必要な記載事項は何ですか。 | 下記の記載があるかを確認してください。 ・受検者(宿泊利用者)氏名 ・「陰性」の判定結果 ・日付 ・検査方法(『PCR検査』、『抗原定量検査』および『抗原定性検査』以外は対象外) ・検査機関の名称(メールの場合には、送信者メールアドレス) ※宿泊開始日の3日前以内に検体を採取した『陰性結果通知』に限ります。 ※『抗原定性検査』については、宿泊開始日の1日前以内に検体を採取した『陰性結果通知』に限ります。検査キットによる自己検査結果(検査キットそのものの提示)は対象外とし、検査機関等が発行する検査結果通知が必要となります。 |
| キャンペーン | 22 | 第4弾(2022年4月実施)のキャンペーンと比べると、割引額が下がっているのはなぜですか。 | 「愛郷くんまプロジェクト」など、各都道府県が実施する、いわゆる「県民割」事業は、各都道府県が観光庁の補助金を得て実施しています。当初は県民のみが利用対象でしたが、2022年1月以降は隣接県民、4月以降は地域ブロック内の県の県民にも利用対象が拡大しています。このような状況を鑑み、観光庁の補助金の要件に合わせたものです。 |
| キャンペーン | 23 | ゴールデンウィーク期間中にはキャンペーンを実施しないのはなぜですか。 | このようなキャンペーンは、割引により需要を喚起することを最大の目的としていますので、既に予約率の高いゴールデンウィーク期間中には実施しないこととしました。連休以外の週末や平日などに分散しての利用をお願いいたします。 |
| キャンペーン | 24 | キャンペーンを実施すると、宿泊料金が普段よりも高くなっている気がしますが、事務局から指導は行わないのですか。 | 一般に宿泊料金は、季節、曜日などに加え需要の変化によって変動することが多いです。料金設定は各宿泊施設が行うものであるとともに、キャンペーンの有無に関わらず、宿泊契約は、ご利用のみなさまと宿泊施設(もしくは旅行会社)との間で生じるものですので、価格や条件をご自身で十分ご確認ください。これらに関して疑義が生じた場合でも、事務局で対応することはできません。 |
| キャンペーン | 25 | インターネットでキャンペーンのことを検索すると、公式ホームページとは違うことが書かれているようですが、どちらが正しいのでしょうか。 | 公式ホームページ(https://gunma-dc.net/featurecat/aikyougunma/)の情報が正しいです。公式ホームページ以外の情報によりトラブルや損失、損害が発生した場合でも、事務局では責任を負いかねます。 |
| 利用方法・対象 | 26 | 予約時に宿泊施設に対してキャンペーンを利用したいとお伝えする必要はありますか。 | 宿泊のチェックイン時にキャンペーンを利用することをお申し出いただき、割引を受ける全ての方が確認事項に関する書類等を提示していただく必要となります。登録宿泊施設によっては、本キャンペーンを適用するプランを限定している場合がありますので、ご予約の際にご確認ください。なお、確認事項はQ&AのNo.3を参照してください。 |
| 利用方法・対象 ※9/27更新 | 27 | キャンペーンが始まる前(10/1~10の実施が発表される前)に予約した宿泊でも対象になりますか。 | 宿泊される施設が、宿泊日時時点で、キャンペーンに登録していれば対象となります。この場合も、チェックイン時にキャンペーンを利用することをお申し出いただき、割引を受ける全ての方が確認事項に関する書類等を提示していただく必要があります。なお、登録宿泊施設によっては、本キャンペーンを適用するプランを限定している場合がありますので、ご確認ください。 |
| 利用方法・対象 | 28 | 宿泊施設の公式HPや宿泊予約サイトで予約する場合、「愛郷くんま」と銘打たれていない宿泊プランでも対象になりますか。 | 「愛郷くんま」と銘打たれていない宿泊プランを含め、すべての宿泊プランに本キャンペーンを適用することを原則としています。宿泊施設には本キャンペーンを適用しないプランがある場合には、予約サイト等に明示することを求めていますので、「愛郷くんま対象外」、「各種割引併用不可」等の表示がないことなど、ご予約の際にご確認ください。なお、これらの表示の有無に関わらず、換金性のあるものを組み込んだ宿泊プランは対象外です。 |
| 利用方法・対象 | 29 | 宿泊予約サイトで予約しようとしたところ、「県民割が使えない施設がありません」と表示されてしまいます。 | 愛郷くんまプロジェクトでは、宿泊予約サイトでクーポン(いわゆる「県民割クーポン」)を発行していませんので、「県民割」の画面で群馬県内の宿泊施設を検索すると「該当なし」のように表示されるようです。これは宿泊予約サイト上で「県民割クーポン」を取得、予約した方が割引を受けられる、という方式を採っていないためです。 |
| 利用方法・対象 | 30 | いくら以上のプランが対象となりますか。 | 宿泊料金(諸税及びサービス料を含む)が、1人1泊税込6,600円以上の宿泊プランが対象となります。 |
| 利用方法・対象 | 31 | 施設内で飲食をしたり、お土産を購入して宿泊代金と合わせて1人1泊あたり税込6,600円以上の場合には対象となりますか。 | 同一施設内の飲食、買い物、駐車場代等であれば宿泊料金に含めることができます。これらを含めた金額により、割引の適用可否、割引額を判断します。 ただし、宿泊料金と一括精算した場合に限ります。 一括精算できる範囲は、宿泊施設により異なります。 【例】1人で1泊税込5,500円の登録宿泊施設に2泊し、同一施設内で税込2,700円の買い物をした場合、合計13,700円、1人1泊あたりの料金が税込6,850円となるため、割引の対象となります。 |
| 利用方法・対象 | 32 | 家族やグループで宿泊します。「1人1泊あたりの宿泊料金」はどのように算出しますか。 | 割引対象者を含むグループ全員の宿泊料金を、有料の宿泊人数で均等に割った「1人1泊あたりの金額」を基準に、割引の適用可否、割引額を判断します。ただし、家族やグループに割引対象者が複数いる場合、その一部の人数のみをカウントすることはできません。割引対象者全員を人数にカウントすることとします。 【参考例】大人2名と同居の2歳児1名(添い寝)でツインルームに1泊する場合 大人2名：1人1泊税込7,700円 2歳児：添い寝無料 駐車場代(宿泊料金と一括精算)：税込1,000円 レイトチェックアウト：一室につき税込2,000円 ⇒ 合計金額を有料の宿泊者全員の人数で割る 合計金額(税込18,400円)÷2名 = 1人1泊あたり税込9,200円 ⇒ 2名に対して、3,000円の割引を適用 ※2歳児は「添い寝無料」であり宿泊料金が発生していないため、対象外となり割引を受けることはできません。 ※この例では、駐車場代、レイトチェックアウト代はグループに対して発生する料金となります。宿泊料金にこれらを含めた金額を有料の宿泊人数で均等に割り、「1人1泊あたりの宿泊料金」を算出します。 |
| 利用方法・対象 ※6/23追加 | 33 | 同一宿泊施設に連泊します。「1人1泊あたりの宿泊料金」はどのように算出しますか。 | 滞在中の割引対象者を含むグループ全員の宿泊料金を、有料の“のべ”宿泊人数で均等に割った「1人1泊あたりの金額」を基準に、割引の適用可否、割引額を判断します。 【参考例①】大人2名1室で、6/24から2泊する場合 1泊目：6/24(金) 1泊目 1人1泊税込8,800円×2 2泊目：6/25(土) 2泊目 1人1泊税込11,000円×2 ⇒ 合計金額を有料の“のべ”宿泊人数で割る 合計金額(税込39,600円)÷のべ4名 = 1人1泊あたり税込9,900円 ⇒ 1人1泊あたり3,000円の割引を適用 【参考例②】上記①のお客様が、6/25(土)に施設内の売店(一括精算可能)で税込800円の買物をした場合 ⇒ 合計金額(税込39,600円+800円)÷のべ4名 = 1人1泊あたり税込10,100円 ⇒ 1人1泊あたり5,000円の割引を適用 |

| 項目 | No. | 質問 | 回答 |
|----------------------|-----|--|--|
| 利用方法・対象 | 34 | 旅行会社に申し込んだ旅行商品（募集型企画旅行・受注型企画旅行）で宿泊します。この場合の「1人1泊あたりの宿泊料金」はどのように算出しますか。 | 旅行会社に申し込んだ旅行代金による「1人1泊あたりの金額」を基準に、割引の適用可否、割引額を判断します。鉄道やバスなどの交通付商品、食事や入場・体験などの観光付商品であっても、それらを含む宿泊旅行代金を基準に算出します。 ・旅行会社から、「愛郷くんまプロジェクト第5弾『宿泊キャンペーン』旅行代金証明書(様式9)」を発行してもらってください。旅行代金証明書には、お客様が申し込んだ旅行商品の販売額、人数、泊数に記載されています。 ・旅行代金証明書は、宿泊施設チェックイン時に提出してください。これにより、宿泊施設は記された旅行代金によって「1人1泊あたりの金額」を算出し、割引の適用可否、割引額を判断します。 |
| 利用方法・対象 | 35 | 旅行会社に申し込んだ旅行商品（募集型企画旅行・受注型企画旅行）で宿泊しますが、「愛郷くんまプロジェクト第5弾『宿泊キャンペーン』旅行代金証明書(様式9)」を発行してもらっていません。（持参するのを忘れました） | お申し込みの旅行会社に発行（再発行）を依頼してください。（宿泊当日にお忘れの場合、宿泊施設にFAXで送ってもらうなどでも結構です） 旅行代金証明書を提出いただけない場合、お申し込みの宿泊旅行代金が確認できず、割引額を算出できないことがあります。 |
| 利用方法・対象 | 36 | 予約サイトで宿泊プランを予約しました。この場合も、「愛郷くんまプロジェクト第5弾『宿泊キャンペーン』旅行代金証明書(様式9)」を発行してもらう必要はありますか。 | 必要ありません。（宿泊プランは、旅行商品（募集型企画旅行・受注型企画旅行）に該当しません） ただし、海外の企業が運営する一部の予約サイトでは、宿泊施設が宿泊プランの販売額を確認できないため、予約の控（メール、マイページ等）をご提示いただくことをおすすめします。 |
| 利用方法・対象 | 37 | 宿泊料金を事前に精算済みの場合はキャンペーンを利用できますか。（予約サイトの事前決済、旅行者を通しての申し込みなど） | 精算済みの場合（1人1泊あたり税込6,600円以上の宿泊）は、チェックアウト時にキャッシュバック対応となります。ただし、宿泊施設によってはキャッシュバックの対応ができない施設がございます。公式ホームページ（ https://gunma-dc.net/featurecat/aikyougunma/ ）の「登録宿泊施設一覧」をご確認いただき、「キャッシュバック対応不可」の施設をご利用の際には、宿泊料金を現地で支払う方法で予約をお願いいたします。 ※予約サイトの事前決済、旅行者への旅行代金の支払時には、割引前の金額をお支払いください。 |
| 利用方法・対象 | 38 | 企業、組合等の福利厚生制度などで料金を割引く場合は、割引前と割引後のどちらの料金を基準にしたらよいですか。 | 福利厚生制度をご利用の場合は、同制度による割引後の金額が税込6,600円以上であれば本キャンペーンの対象となります。 ※ご利用の福利厚生制度が、いわゆる「県民割」との併用を認めていることが前提です。 併用可能であることを福利厚生制度の運営者にご確認の上、ご利用ください。 （併用不可について宿泊施設へのご意見はご遠慮ください） |
| 利用方法・対象 | 39 | 連泊の上限はありますか。 | 1施設につき初泊から3連泊までが上限となります。登録宿泊施設に3連泊した後に、1日挟んで再度同施設に3連泊した場合は対象となります。 ただし、会計が分かれていても、チェックアウト日とチェックイン日が同日の場合は、連泊とみなします。同一宿泊施設に4連泊以上宿泊し、初泊から3泊目に係る割引額以上の金額の割引を受けられたことが明らかになった場合には、利用者に対し、割引を受けられたすべての額の返還を請求することがあります。 |
| 利用方法・対象 | 40 | 利用回数の上限はありますか。 | ありません。期間内で何度でも利用可能ですが、同一施設の連泊は3連泊までとなります。 |
| 利用方法・対象 | 41 | 日帰り入浴、宴会のみの利用は対象となりますか。 | 対象にはなりません。宿泊代金の発生が条件となります。 |
| 利用方法・対象 | 42 | クオカード、商品券付きの宿泊プランは対象となりますか。 | 換金性のあるものを組み込んだ宿泊プランは、料金に関わらず対象外です。宿泊日に宿泊施設内のみで利用でき、釣銭や払戻のできない館内利用券などは「換金性のあるもの」には該当しません。 |
| 利用方法・対象 ※8/18一部修正 | 43 | 子どもと一緒に宿泊する場合、子ども1名の宿泊料金が1泊あたり税込6,600円未満の場合は、子どもの分は対象外でしょうか。 | 宿泊料金が減額となる子どもを含む家族やグループでの宿泊料金については、割引対象とならない宿泊者（割引対象に該当しない都道府県民など）を含めた有料の宿泊者全員の合計金額を宿泊人数全員で割った1人あたりの料金が税込6,600円以上の場合に限り、子ども対象となります。 ※子どもが複数名いる場合に、除する子どもの人数を調整することはできません。 ※子ども料金が適用される場合でも、宿泊開始日時時点で満12歳以上の子どもについては、適用条件（Q&AのNo.3）の確認が必要です。 ※宿泊料金が発生しない乳児等は対象外です。 【参考例】下記の4人家族で1泊する場合 大人2人（適用条件Q&AのNo.3の①と②をともに2人とも満たす）：1人1泊税込11,000円 子ども2人（2人とも上記大人と同居の群馬県民で11歳以下）：1人1泊税込4,400円 ⇒ 4名全員の合計金額を宿泊者全員の人数で割る 合計金額（税込30,800円）÷ 4名 = 1人1泊あたり税込7,700円 ⇒ 1人1泊あたりの料金が税込7,700円となるため、「税込6,600円以上」に該当、子ども2名も対象 ⇒ 4名全員に対して、3,000円の割引を適用 |
| 利用方法・対象 | 44 | 乳幼児の宿泊料金の発生有無はどのように判断しますか。 | 乳幼児については、完全無料のケース、布団や食事を任意で付加できるケース、入館料・施設使用料等のみが必要なケース、など、宿泊施設によって取り扱いが異なります。また、乳幼児にかかる費用の呼び方も様々なのが実態です。 よって、乳幼児にかかる費用が「宿泊にかかる料金（有料）」にあたるか否かは宿泊施設によって異なりますので、宿泊施設にご確認ください。 なお、食事代のみ乳幼児は対象外となります。 |
| 利用方法・対象 | 45 | 割引対象に該当する都道府県民の方とそれ以外の方（割引対象に該当しない都道府県民の県民）が同一グループで宿泊することはできますか。 | 割引対象に該当する都道府県民の方のみ、割引対象となります。（※4月28日時点では、群馬県・福島県・茨城県・栃木県・埼玉県・千葉県・神奈川県・新潟県・山梨県・長野県の各県民） なお、この場合においても、割引対象外となる方も含めたグループ内の1人1泊あたりの宿泊料金が税込6,600円以上であることが前提となります。 【参考例】下記の4人グループで1泊する場合 ・3名は利用対象に該当する県民、1名は利用対象に該当しない県の県民 ・一棟税込20,000円の Cottage に宿泊、税込計8,000円のレンタル品を利用 ⇒ 4名全員の合計金額を宿泊者全員の人数で割る 合計金額（税込28,000円）÷ 4名 = 1人1泊あたり税込7,000円 ⇒ 1人1泊あたりの料金が税込7,000円となるため、「税込6,600円以上」に該当 ⇒ 利用対象に該当する県民3名に対して、3,000円の割引を適用 |
| 利用方法・対象 | 46 | 新型コロナウィルスワクチン3回接種済の方と、未接種の方（検査受検なし）が同一グループで宿泊することはできますか。 | 割引適用の条件を満たす方（この場合はワクチン3回接種済の方）のみ、割引対象となります。 なお、この場合においても、割引対象外となる方も含めたグループ内の1人1泊あたりの宿泊料金が税込6,600円以上であることが前提となります。 |
| 利用方法・対象 | 47 | 県内の市町村で同様のキャンペーンを行っているところがありますが、県の制度との併用は可能でしょうか。 | 併用は可能です（市町村等の割引事業が、他の割引事業との併用を禁止している場合を除きます）。まずは本キャンペーンの割引（またはキャッシュバック）を適用していただき、割引後の料金を基準に、市町村等割引事業を適用することとします。詳しくは、各市町村等までお問い合わせください。 |
| 利用方法・対象 | 48 | 国の支援制度（Go Toトラベル事業、全国旅行支援）との併用は可能ですか？ | 併用はできません。 |

| 項目 | No. | 質問 | 回答 |
|-----------------|-----|--|--|
| 利用方法・対象 | 49 | 旅行予約サイト経由の予約の場合、クーポンを利用したり、予約者が保有するポイントを利用したりして宿泊料金が変わる場合がありますが、どうしたらよいですか。 | ●クーポンについては、お客様ご自身が負担される金額ではないため、クーポン利用後の金額が税込6,600円以上になっているかを確認してください。 クーポン利用後の金額により、割引の適用可否、割引額を判断します。 ●ポイントについては、お客様ご自身が支払い手段の一部として使用されるものとみなされるため、ポイント利用前の金額が税込6,600円以上になっているかを確認してください。 ポイント利用前の金額により、割引の適用可否、割引額を判断します。 |
| 利用方法・対象 | 50 | 企業の出張等、ビジネス目的での利用は可能ですか。 | 可能です。企業名、団体名での領収証発行も可能です。 |
| 証明方法 | 51 | 該当する都道府県在住であることはどのように証明すればよいでしょうか。 | 『本人確認書類』(運転免許証・保険証・マイナンバーカード等)記載の住所で該当する都道府県在住であることを確認します。本人確認書類は原本の提示が必要です。紛失や持参忘れなどの自己申告は、認められません。 ※本人確認書類を後日提示しても、後から割引の対象とすることはできません。 |
| 証明方法 | 52 | 新型コロナウイルスワクチン3回接種済みであることはどのように証明すればよいでしょうか。 | チェックインの際に、『ぐんまワクチン手帳』(群馬県民のみ)、国『新型コロナワクチン接種証明書アプリ』または『新型コロナウイルスワクチン予防接種済証』の原本(原本の提示が難しい場合には、複写もしくは写真でも可)を確認します。 ※『ぐんまワクチン手帳』(群馬県民のみ)、国『新型コロナワクチン接種証明書アプリ』は3回目の接種記録が反映するまでに時間を要します。接種後の日数が少ない場合には「接種済証」をお持ちください。 |
| 証明方法 ※6/23追加 | 53 | 新型コロナウイルスワクチンの4回目の接種券は、「3回接種済であること」の証明に使用できますか。 | はい。この場合も、3回目の接種日とお名前の記載を確認いたします。4回目の接種が済んでいるか否かは問いません。 |
| 証明方法 | 54 | 検査の「陰性結果通知」はどのように提示すればよいでしょうか。 | チェックインの際に、宿泊開始日の3日前(抗原定性検査は1日前)以内に検体を採取した【PCR検査】、【抗原定量検査】もしくは【抗原定性検査】の『陰性結果通知』の原本(複写もしくは写真でも可)にて、 【受検者氏名】【陰性】の判定結果【日付】【検査方法】【検査機関の名称(メールの場合は、送信者メールアドレス)】 の項目についてご提示をお願いします。 ※抗原定性検査について、検査キットによる自己検査結果(検査キットそのものの提示)は対象外とし、検査機関等が発行する検査結果通知が必要です。 |
| 証明方法 | 55 | 検査の「結果通知」に「陰性」という表記がありません。 | 検査機関によっては、「陰性」という表現に代えて「低リスク」と記載するケース、(PCR検査の場合)ウイルスを検出できなかったということで「検知なし」と記載するケースもあります。 |
| 証明方法 | 56 | 複数泊する場合、「陰性結果通知」は毎日提示する必要がありますか。 | 同一宿泊施設に連泊する場合は、宿泊開始日の提示のみで結構です(2日目以降の提示・確認は不要です)。検体採取日についても宿泊開始日を基準とします。 ただし、宿泊施設を変えて複数泊する場合には、一連の旅行であったとしても、各施設にチェックする度に提示する必要があります。 |
| 証明方法 | 57 | 宿泊当日に『新型コロナウイルス ワクチン予防接種済証』もしくは『PCR検査、抗原定量検査または抗原定性検査による陰性通知』の持参を忘れました。どうしたらよいですか。 | 予防接種済証や陰性通知の紛失や持参忘れなどによる利用者の自己申告については、割引の対象にはなりません。なお、原本の複写やスマートフォン等で撮影した写真で確認ができれば、対象となります。 ※証明等を後日提示しても、後から割引の対象とすることはできません。 |
| その他 | 58 | 当日登録宿泊施設で割引を受け忘れしました。 | 原則として当日の精算時の対応となります。割引(またはキャッシュバック)をご希望の際には、宿泊施設滞在中に「愛郷ぐんまプロジェクトを利用したい旨」を必ずお申し出ください。 ※本人確認書類、証明等を後日提示しても、後から割引の対象とすることはできません。 |
| その他 | 59 | 宿泊施設にて、本人確認書類や証明を忘れたので割引が受けられないと言われている。割引が受けられないならキャンセルすることはできますか。 | キャンセルされる場合には、宿泊施設またはお申し込みの旅行会社が定めた所定のキャンセル料が発生します。割引が受けられないことを理由にキャンセルされる場合に、キャンセル料を補償することは一切ありません。正しい取り扱いをしている宿泊施設へのご意見もご遠慮ください。 |
| その他 | 60 | 以前宿泊した宿泊施設では、本人確認書類を提示しなくても割引をもらえたが、現在いる宿泊施設では、「本人確認書類がないと割引はできない」と言われている。どうなっているのでしょうか。 | 「本人確認書類」と「ワクチン3回接種または陰性結果通知」の両方を全員分ご提示いただく必要があります。片方でもお忘れになると割引をお受けいただけません。 公式ホームページに掲載しているチラシ、「ご利用のみなさまへ」にも記載していますので、同意いただけない方には、キャンペーンをご利用いただけません。正しい取り扱いをしている宿泊施設へのご意見もご遠慮ください。 |